

平成 30 年 3 月 15 日

株主各位

北海道帯広市西二十条南一丁目 14 番地 47  
株式会社ダイイチ  
代表取締役社長 鈴木 達雄

### 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 30 年 2 月 14 日開催の取締役会において、平成 30 年 4 月 1 日をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 30 年 3 月 31 日（土曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、平成 30 年 4 月 1 日（日曜日）をもって、当社定款第 5 条の発行可能株式総数を 12,000,000 株増加して、24,000,000 株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

---

#### お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 30 年 4 月下旬にお届出のご住所にお送りいたします。
- 平成 30 年 4 月 2 日（月曜日）付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。  
(2) 特別口座に関する各種手続きは、以下の口座管理機関にお申出ください。  
特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社  
連 絡 先 東京都府中市日鋼町 1-1  
電話 0120-232-711（通話料無料）  
郵 送 先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱 29 号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部